

# 計画の推進

## 区民等と区との協働による計画の推進

### ( 1 ) 区民等との協働の促進

男女共同参画を社会のあらゆる場面で実現するためには、行政だけの力では限界があります。

区が率先して男女共同参画の推進に取り組むことはもちろんですが、区民・事業者・関係機関等の主体的な取り組みも欠かせません。そのため、区は様々な機会を通じて情報提供や意識啓発などの働きかけを行うとともに、相談・支援などの必要なサービスを充実させつつ、区民等と力をあわせて男女共同参画を一層推進していきます。

そのため、(仮称)江戸川区男女共同参画区民アクション会議を設置し、区民・事業者・各団体等での推進の状況や、課題の解決に向けての取り組みの状況などの報告や意見交換などを実施します。

また、区民意見や生活の実態などを照らしあわせ、国や都へ法整備や施策の実施について要望することも本区の果たす役割です。

本区に培われている地域の力を原動力に、意識の高揚を大きくゆるぎないものにしていくためにも、区内事業所、各団体等から地道な実践が行われるよう取り組んでいきます。

### ( 2 ) 区の推進体制の充実

本区では、平成 11 年 4 月に女性センターを設置し、相談、啓発、図書の貸し出し、資料の収集を行ってきました。

この間、関係機関との連携事業や男性向け講座や時代に即した講座の開催、女性に対する暴力相談事業の拡大などを実施してきました。今後も男女共同参画推進の拠点として各種事業を一層充実していきます。

また、本計画の推進にあたっては企画課が中心となり、男女共同参画の視点から施策を点検するとともに、計画の実効性の確保に取り組めます。

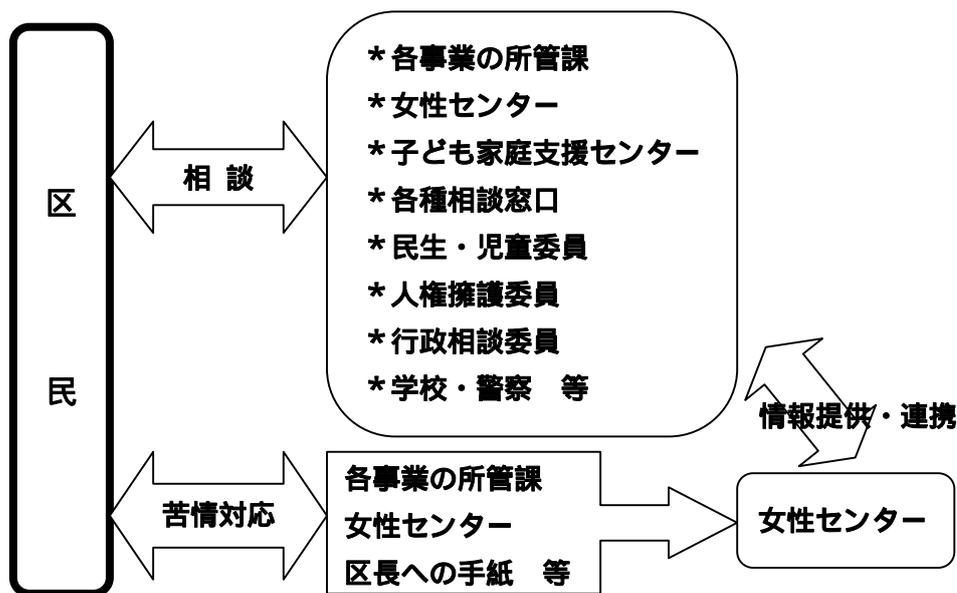
そのため、庁内の横断的組織として(仮称)男女共同参画推進連絡会議を設置し、取組み状況等を把握し評価します。

区を挙げて、課題解決に取り組んで行くには、本区の職員一人ひとりが、男女共同参画の意識を高めていかなければなりません。男女共同参画社会の推進は区政全般に関わります。職員は、自己研鑽を重ねるとともに、職員研修を活用するなどして、課題の状況や取組みの状況などを改めて認識していくことが必要です。

### ( 3 ) 相談及び苦情対応

男女共同参画の推進を阻む問題に関しての区政への苦情や、区民生活のなかで起きた悩みや苦情などについては、関連部署との連携を図りながら、女性センターが対応します。

#### 男女共同参画に関する相談・苦情対応体制



**推進体制**

区 長

〔庁内の推進〕  
（仮称）江戸川区男女共同参画  
推進連絡会議

- ・ 庁内の推進状況のチェック
- ・ 計画の進捗状況評価・公表
- ・ 苦情の把握

全庁での推進

〔区民等を中心とした推進〕  
（仮称）江戸川区男女共同参画  
区民アクション会議

- ・ 各団体等の推進の状況の報告
- ・ 課題の解決に向けての取組みの状況  
などの報告や意見交換
- ・ 各団体間の連携による活動 等

協働



それぞれの取組み

- 区民
- 区内事業所
- 各団体
- 関係機関（学校・幼稚園・  
保育園・ 等）

報告・意見

推進の拠点：子ども家庭部 児童女性課  
女性センター

計画の推進：経営企画部 企画課